

昭和四十二年法律第二十三号

印紙税法
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 課税標準及び税率(第七条)
第三章 納付、申告及び還付等(第八条—第十四条)
第四章 雜則(第十五条—第二十条)
第五章 罰則(第二十一条—第二十四条)
附則

第一章 総則

- (趣旨)

この法律は、印紙税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手続その他印紙税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

(納稅義務者)

第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないもののとされる文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 課税文書につき、連帶して印紙税を納める義務がある。

(課税文書の作成とみなす場合等)

第四条 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第一号から第二十号までの課税文書を新たに作成したものとみなす。

3 第九号及び第十八号から第二十号までに掲げる文書を除く。)に、同表第一号から第十七号まで及び第九号の課税文書(同表第三号から第六号まで、第九号の課税文書を除く。)により証されるべ

き事項の追記をした場合又は同表第十八号若しくは第十九号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文

書を新たに作成したものとみなす。

(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる受取書等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

一 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項 十万円を超える金額

二 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項 百万円を超える金額

三 別表第一第十七号の課税文書(物件名の欄に掲げる受取書に限る。)により証されるべき事項 百万円を超える金額

四 別表第一第一号に規定する者(以下この条において「国等」という。)と国等以外の者が共同して作成した文書については、国等又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者(公証人を除く。)が保存するものは国等が作成したものとみなす。

5 前項の規定は、次条第三号に規定する者とそ他の者(国等を除く。)とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

6 前項の規定は、次条第三号に規定する者とそ他の者(国等を除く。)とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

(非課税文書)

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

1 二別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

2 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

3 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

4 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

5 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

6 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

(印紙による納付等)

第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

三 別表第一第三号に規定するものに准用する

(納稅地)

第六条 印紙税の納稅地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

一 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書これらの承認を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

二 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

三 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

四 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

五 第二号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていらないものの政令で定める場所

六 第二号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていらないものの政令で定める場所

(印紙による納付等)

第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

三 別表第一第三号に規定するものに准用する

(印紙による納付等)

第八条 課税文書の作成者は、次条から第十二条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙(以下「相当印紙」という。)を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する方法により、印紙税を納付しなければならない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩紋とにかく、判明に印紙を消さなければならぬ。

3 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

4 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

5 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

6 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

(税印による納付の特例)

第九条 課税文書の作成者は、政令で定める手続により、財務省令で定める税務署の税務署長に対し、当該課税文書に相当印紙をはり付けることと代えて、税印(財務省令で定める印影の形)を有する印をいう。次項において同じ。)を押すことを請求することができる。

2 前項の請求をした者は、次項の規定によりその請求が棄却された場合を除き、当該請求に係る課税文書に課されるべき印紙税額に相当する印紙税を、税印が押される時までに、国に納付しなければならない。

3 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めると認められるときは、政令で定めるところにより、印紙税納付計器に封を施すことができる。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

(印紙税納付計器の使用による納付の特例)

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器(印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税局長官の指定を受けた計器(第十六条及び第十八条第一項において「指定計器」という。)で、財務省令で定める形式の印影を生ずる)を、その設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた税務署に押すことを

できる。

十一 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書これらの承認を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

十二 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

十三 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

十四 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

十五 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

十六 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

十七 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

十八 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

十九 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

二十 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

二十一 第十二条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

第一項又は第二項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、財務省令で定める。
(書式表示による申告及び納付の特例)

6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなったときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）

三 その他参考となるべき事項

前項の規定による申告書を提出した者は、当

2 ときは、政令で定めるところにより、第十一條第一項又は第十二條第一項の承認の申請者に対し、金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができる。

国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要

ち、その様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明らかにされるもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつて当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。

第十二条 別表第一第一十八号及び第十九号の課税文書のうち政令で定める通帳（以下この条において「預貯金通帳等」という。）の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙の貼付けに代えて金銭をもつて、当該承認の日以後の各課税期間

該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る預貯金通帳等につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

があると認めるときは、前項の金額又は期間を
変更することができる。
(納付印等の製造等の禁止)
第十六条 何人も、印紙納付計器、納付印（指
定計器以外の計器その他の器具に取り付けられ
たものを含む。以下同じ。）又は納付印の印影
に紛らわしい外観を有する印影を生ずべき印
(以下「内寸印等」と総称する。)を製作し、反

二　特定の日に多量に作成されることとされているもの

前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。

第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る

（四月一日から翌年三月三十一日までの期間を）
いう。（以下この条において同じ。）内に作成する
る当該預貯金通帳等に係る印紙税を納付する
とができる。

3 前項の承認の申請者が第十五条の規定により
命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙
税の保全上不適当と認められる場合には、税務
署長は、その承認を与えないことができる。

第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る

第十三条 (過誤納の確認等)
印紙税による過誤納金 (第十条第四項
の規定により納付した印紙税で印紙税納付計器
の設置の廃止その他の事由により納付の必要が
なくなつたものを含む。以下この条において同じ。)
の還付を受けようとする者は、政令で定
めるところにより、その過誤納の事実につき納
税地の所轄税務署長の確認を受けなければなら
ない。ただし、第十一條及び第十二条の規定に

（印紙税納付計算器販売業等の申告等）
第十七条 印紙税納付計算器の販売業又は納付印の
売し、又は所持してはならない。ただし、納付印の
印等の製造、販売又は所持をしようとする者が
が、政令で定めるところにより、当該製造、販
売若しくは所持をしようとする場所の所在地の
所轄稅務署長の承認を受けた場合又は第十条第一
項の承認を受けて印紙税納付計算器を所持する
場合は、この限りでない。

課税文書の作成の時までに、当該課税文書に財務省令で定める書式による表示をしなければならない。

4 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文書に該当する場合には毎月分（当該課税文書を作成しなかつた月分を除く。）をその翌月末日までに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文書に該当する場合には同号に規定する日の属する月の翌月末日までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

預貯金通帳等に、課税期間において最初の付込みをする時までに、財務省令で定める書式による表示をしなければならない。ただし、既に当該表示をしている預貯金通帳等については、この限りでない。

第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が課税期間内に作成する当該預貯金通帳等は、当該課税期間の開始の時に作成するものとみなし、当該課税期間内に作成する当該預貯金通帳等の数量は、当該課税期間の開始の時における当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

2 よる申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項若しくは第十九条第三項（期限後申告・修正申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正若しくは決定を含む。）に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過怠税として徴収された過誤納金については、この限りでない。

第九条第二項又是第十条第四項の規定により印紙税を納付すべき者が、第九条第一項又は第十二条第一項の税率署長に対し、政令で定めるところにより、印紙税に係る過誤納金（前項の確認を受けたもの及び司領ただし書に規定する過

製造業若しくは販売業をしようとする者は、その販売場又は製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場（その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とする。）又は製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者が当該販売業又は製造業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

第十条第一項の承認を受けて同項の印紙税納付計器を設置した者が当該設置を廃止した場合は、改めて立てるところにより、その旨を同

にあつては、同号に規定する日)に作成した
当該課税文書の号別及び種類並びに当該種類
ごとの数量及び当該数量を税率区分の異なる
ごとに合計した数量(次号において「課税票

5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めると
ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書
を、異況期間ごとに、当該異況期間の開始の日
す。

誤納金を除く。)の過誤納の事実の確認とその納付すべき印紙税への充当とをあわせて請求したときは、当該税務署長は、その充当をするこ

(記帳義務) 政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出て同条第六項の封の解除その他必要な措置を受けなければならない。

二 課税標準数量に對する印紙税額及び當該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）

三 その他参考となるべき事項

記算和計算の目的から
から記算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

3
とができる。
第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納金があつたものとみなして、国税通則法第五十六條から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定を適用する。

第十八条 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

るにより計算した当該預貯金通帳等に係る口座の数に相当する当該預貯金通帳等の数量及び該数量を当該号別に合計した数量(次号において「課税標準数量」という。)

第四章 雜則

業者若しくは販売業者は、政令で定めるところにより、指定計器又は納付印等の受入れ、貯蔵又は払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第十九条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続人(包括受遺者を含む。)が、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収)

第二十条 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同項の規定により納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかつた場合には、当該印紙税の納付されなかつた場合には、当該課税文書の作成者が税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該納付しなかつた印紙税の額とその二倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収する。

前項に規定する課税文書の作成者がから当該課税文書に係る印紙税の納税地の所轄税務署長に対し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を納付していない旨の申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより当該申出に係る課税文書についての国税通則法第三十二条第一項(賦課決定期による前項の過怠税についての決定)の規定による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないとときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかるらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額とその合計額に相当する金額とする。

第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同条第二項の規定により印紙税を消さなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該消されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収する。

第一項又は前項の場合において、過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

6 税務署長は、国税通則法第三十二条第三項(賦課決定通知)の規定により第一項又は第三項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

第一項又は第三項の過怠税の税目は、印紙税による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

三 第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

四 第十二条第二項の規定による申告をせず、又は同条第三項又は第十二条第三項の規定による表示をしなかつた者

五 前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年七月一日(以下「適用日」という。)以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される改正前の印紙税法(以下「旧法」という。)第一条に規定する証書又は帳簿に係る印紙税については、なお従前の例による。

第三条 新法第四条第二項の規定は、同項の総会等が適用日以後に開始される場合について適用する。この場合において、同項の承認を受けた者が同日前に受け取った当該承認に係る委任状について、同日に受け取つたものとみなす。

第四条 旧法第六条たゞし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられていてる旧法第一条に規定する証書又は帳簿で適用日以後に作成されるものは、旧法第四条の規定により算出した印紙税額(次項において「旧法の税額」という。)に相当する金額の印紙がはり付けられているものとみなす。

第五条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行の日前から引き続いて印紙現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつてゐる者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

第六条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第八条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行の日前から引き続いて印紙現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつてゐる者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 (罰則に関する経過規定)

前項の規定に該当する証書又は帳簿(新法の課税文書に該当するものに限る。)で新法第七条の規定により算出した印紙税額(以下この項において「新法の税額」という。)が旧法の税額をこえるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十二条までの規定の例による。

第十一条 (預貯金通帳に関する経過規定)

新法第十二条の規定は、昭和四十三年四月一日以後に作成される預貯金通帳について適用し、同日前に作成される旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳に係る印紙税については、なお従前の例による。

第十二条 農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十三号)附則等の法律

農業協同組合連合会への組織変更に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条等に規定する特例の規定により引き続きその名稱中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。

第十三条 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第六条及び附則第十三条から第三十

一条までの規定は、公布の日から起算して三月

をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けたものと表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後継続して使用する場合において、当該預貯金

通帳につき新法第十二条第一項の承認を受けたときは、同条第七項の規定の適用上、当該預貯金通帳については、当該承認の日の属する年の前年においても同条第一項の承認を受けたものと表示をしているものとみなす。

第八条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第九条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十一条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十二条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十三条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十四条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十五条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十六条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十八条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第十九条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十一条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十二条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十三条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十四条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十五条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十六条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十八条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第二十九条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十一条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十二条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十三条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十四条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十五条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十六条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十八条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第三十九条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第四十条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第四十一条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第四十二条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

第四十三条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

新法第四条第二項の規定中新株買付契約書に係る部分は、新法第十三条第一項に規定する交付期限が適用日以後到来する場合について適用する。この場合において、新法第四条第二項の承認を受けた者が同日前に受け取った当該承認に係る新株買付契約書については、同日に受け取つたものとみなす。

4 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条の規定により税印が押されている文書のうち適用日以後に作成されるもので新法第七条の規定により算出した印紙税額（以下この項において「新法の税額」という。）が旧法第七条の規定により算出した税額（以下この項において「旧法の税額」という。）を超えるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

5 前項の場合において、旧法の規定には、附則第二項の規定により從前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる印紙税額に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和四九年三月二七日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年三月三〇日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年五月二日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第二十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一
条を加える改正規定及び第三十九条ただし書の
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規
定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお
いて政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月五日法律第八
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（昭和五三年五月一五日法律第四
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月一七日法律第八
三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二
条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別
会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適
用する。

附 則（昭和五三年七月三日法律第八五
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（昭和五四年一二月一八日法律第
六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（昭和五四年一二月二八日法律第
七二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（同条中昭和四十二年度以後
における国家公務員共済組合等からの年金の
額の改定に関する法律第十一条第三項、第十
一条の二第三項及び第十二条の三第四項の改
正規定を除く。）、第二条中国家公務員共済組
合法第二十一条第一項第三号及び第八十八条
の五第五項の改正規定（同法第九十八条第二

項を削る改正規定、同法第百条第三項、第一百二条第三項、第一百十一条第四項及び第九項並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十二条第二项、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二项、第三項及び第五项、第三十一条第二项から第五项まで、第三十三条並びに第四十五条第二项、第六项及び第七项の改正規定並びに同法別表の改正規定(同表の備考四の改正規定を除く)、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十二条、第二十二条、第二十条及び第二十五条の規定(公布の日)。

附 則 (昭和五四年一二月二八日法律第十七号) 抄 (施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の改正規定(同法第三条の九第一項及び第三条の十第一項の改正規定を除く)、第二条中公共企業体職員等共済組合法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三第一項各号の改正規定、同法第六十三条第二項を削る改正規定及び同法附則第六条の二第一項から第八項までの改正規定並びに附則第七条、第十二条、第十五条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定(公布の日)。

附 則 (昭和五五年五月二〇日法律第五三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五六年三月三一日法律第一〇号)

項を削る改正規定、同法第百条第三項、第一百二条第三項、第一百十一条第四項及び第九項並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法第十二条第二项、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二项、第三項及び第五项、第三十一条第二项から第五项まで、第三十三条並びに第四十五条第二项、第六项及び第七项の改正規定並びに同法別表の改正規定(同表の備考四の改正規定を除く)、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十二条、第二十二条、第二十条及び第二十五条の規定(公布の日)。

附 則 (昭和五四年一二月二八日法律第十七号) 抄 (施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の改正規定(同法第三条の九第一項及び第三条の十第一項の改正規定を除く)、第二条中公共企業体職員等共済組合法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三第一項各号の改正規定、同法第六十三条第二項を削る改正規定及び同法附則第六条の二第一項から第八項までの改正規定並びに附則第七条、第十二条、第十五条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定(公布の日)。

附 則 (昭和五五年五月二〇日法律第五三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五六年三月三一日法律第一〇号)

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（一般的経過措置）
第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年五月一日（以下「指定日」という。）以後に作成される文書について適用し、指定日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（税印による納付の特例に関する経過措置）
第三条 改正前の印紙税法（以下「旧法」といいう。）第九条第一項の請求に基づき税印が押されている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から

（税印による納付の特例に関する経過措置）
第四条 指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税の徵収については、指定日以後においては、新法第二十条の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

（過怠税の徵収に関する経過措置）
第五条 指定日以後新法第二十条の規定により、指定期前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「旧過怠税」という。）及び指定日以後に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「新過怠税」といいう。）を同時に徵収する場合（旧過怠税及び新過怠税で同条第五項の規定により同条第四項の規定の適用がないものとされるのみを同時に徵収する場合を除く。）における同項に規定する過怠税の合計額については、同項の規定にかかるらず、次に定めるところによる。

（過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。）

二 前号に規定する場合以外の場合において、当該過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。（罰則に係る経過措置）
第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。（罰則に係る経過措置）
第七条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
八号 抄 (昭和五六六年五月二二日法律第四八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
九号 抄 (昭和五六六年六月九日法律第七三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
六号 抄 (昭和五六六年六月九日法律第七三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
九号 抄 (昭和五六八年五月二七日法律第五三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
六号 抄 (昭和五六八年五月二四日法律第五三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
九号 抄 (昭和五六八年六月一一日法律第七三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から第一百九十四条までの改正規定、第四章の二を第五章とする改正規定、第一百九十八条、第一百九十九条及び第二百一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定（第四章の二）を「第五章」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定昭和五十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日

（附則に係る経過措置）
第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。（附則に係る経過措置）
第七条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則に係る経過措置）
八号 抄 (昭和五六六年六月九日法律第七三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則に係る経過措置）
九号 抄 (昭和五六八年五月二七日法律第五三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則に係る経過措置）
九号 抄 (昭和五六八年五月二四日法律第五三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則に係る経過措置）
九号 抄 (昭和五六八年六月一一日法律第七三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十二条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十号の規定は、施行日以後に作成される同号に掲げる保険証券に係る印紙税について適用し、施行日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税法（次項において「旧印紙税法」という。）別表第一第十号に掲げる保険証券に係る印紙税については、なお従前の例による。

施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に作成される新印紙税法別表第一第十号に掲げる保険証券であつて施行日の前日に作成されたとしたならば旧印紙税法別表第一第十号に掲げる保険証券に該当しないこととなるものについては、新印紙税法別表第一第十号の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることの他の経過措置の政令への委任

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年一二月一〇日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第一項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第

五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年四月二七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日前である場合に、附則第十五条の規定は、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の公布の日から施行する。

(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合は、前条のうち障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見

第十五項 改正規定	第十五項 改正規定	第十五項 改正規定	第十五項 改正規定	第十五項 改正規定
第十七項 改正規定	第十三項 改正規定	第十三項 改正規定	第十三項 改正規定	第十三項 改正規定
第十四項 改正規定	第十四項 改正規定	第十四項 改正規定	第十四項 改正規定	第十四項 改正規定
第十五項 改正規定	第十五項 改正規定	第十五項 改正規定	第十五項 改正規定	第十五項 改正規定

附則第十 四条の表 第二十二 条第一項 の項の改 正規定	「第十五号」 を
前項の場合において、前条の規定は、適用し ない。	「第十六号」 を

附 則（平成二三年六月三〇日法律第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日
イ からワまで 略
カ 第十五条中印紙税法第二十三条の改正

罰則に関する経過措置

第一百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二九日法律第八
(施行期日)
一 号 抄

める日から施行する。
一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日
イからワまで 略

カ 第十六条及び附則第三十五条の規定
(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 平成二十四年十二月三十一日以前に
第十六条の規定による改正前の印紙税法(以下
「旧印紙税法」という)第二十一条第一項各号に
に規定する者に対して行つた同項の規定による
質問又は検査(同日後引き続き行われる調査
(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係
る同項の規定による質問又は検査を行つていた
ものに限る。)に係るもの)を含む。)について
は、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に提出され
た旧印紙税法第二十一条第一項第一号に規定す
る物件又は同項第二号に規定する課税文書若し
くはその写しに係る同項の規定による留置きに
ついては、なお従前の例による。

第一号) 抄 附 則 (平成二四年六月二七日法律第四
施行する。)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(施行期日) 五号) 抄 附 則 (平成二四年六月二七日法律第三
第二十七条 この法律の施行に關し必要な経過措
置は、政令で定める。

(政令への委任) 五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第
六条、第八条から第十三条まで、第十七条、
第二十四条及び第二十六条の規定 公布の日
から起算して二月を超えない範囲内において
政令で定める日

(政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)
第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二五号) 抄
(施行期日)

附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七号及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「固有条第十四項」を「同条第十一項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日
(罰則の適用に関する経過措置)
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二十七年七月一五日法律第五七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二七年七月一七日法律第五九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九十五条及び第一百五十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)
第七十二条 存続中央会は、印紙税法の規定の適用については、同法別表第二に掲げる者とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第一百四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第一百五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
附 則 (平成二七年九月一八日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年四月一二日法律第三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二八年四月二七日法律第三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二八年六月三日法律第五八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるることを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二八年一一月一六日法律第七七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年一一月二八日法律第八九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第一百三十二条、第一百六十二条、第一百七十二条、第一百十条（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る）、第一百十二条（第十二号に係る部分に限る。）、第一百四十二条及び第一百五十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成二九年四月二一日法律第一九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則（平成二九年五月一九日法律第三五号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成二九年六月二日法律第四七号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

号) 附則
抄 (令和三年六月一六日法律第七〇

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機
構去第一五長第二項の文三見三、同六第二百

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定並びに同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第七十七条第一項第八号の改正規定、同法第十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の改正規定並びに同法附則第十四条の表第十八条の欄の改正規定（第十七号並びに第十八号）を「第十六号並びに第十七号」に改める部分を除く。）に限る。）公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和五年三月三一日法律第三百五十九条の規定 公布の日）

附 則（令和五年三月三一日法律第三百五十九条の規定 公布の日）

抄

号）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 第七条の規定による改正後の印紙税法別表第三の規定は、施行日以後に独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第二項第三号に掲げる義務に関する文書について適用し、施行日前に独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成した当該業務に関する文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

規定にあっては、当該規定（以下この条における「規定」といって同じ。）の施行前にした行為及びこの附則

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(政令への委任) る。

附 則（令和五年五月一九日法律第三百八十九条）	
（施行期日）	（号）抄
（施行期日）	（令和五年六月七日法律第四百四十九条）
（号）抄	（令和五年六月一四日法律第五号）
抄	（令和五年六月一四日法律第五号）
（政令への委任）	（政令への委任）
（施行日）	（施行日）
（附 則（令和五年六月一四日法律第五号））	（附 則（令和五年六月一四日法律第五号））
（この法律は、公布の日から起算して五年を経過する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）	（この法律は、公布の日から起算して五年を経過する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）
（第一条）この法律は、国立健康危機管理研究機関法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。	（第一条）この法律は、国立健康危機管理研究機関法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。
（第二条）前二条に定めるもののほか、この法律施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	（第二条）前二条に定めるもののほか、この法律施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（第三条）第三十二章の規定及び三百八十八条の規定	（第三条）第三十二章の規定及び三百八十八条の規定
（第四条）公布の日	（第四条）公布の日

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第一項の改正規定 第四十五条の規定
(民法第九十八条第一項及び第一百五十二条第四

項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規

定 第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律
第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八
二五条に記録するの暴力の方と支拂被害者の

の印紙税法別表第三國立研究開発法人情報通信
研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第

十四条第一項第一号から第八号まで（業務の範囲）の業務及び特定通信・放送開発事業実施円

滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務に関する文書の項の上欄に掲げ

る文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

による。

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二十四日法律第三八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二章第一節(試掘に係る部分に限る。)、同章第二節(試掘及び試掘権に係る部分に限る。)、同章第三節第三款、第六十五条(試掘に係る部分に限る。)、同章第四節(試掘に係る部分に限る。)、第五章及び第六章(試掘に係る部分に限る。)、第一百三十一条(第一号(第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第一百二十条第一項に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第一百三十二条(第二項(試掘者に係る部分に限る。)、第一百三十三条(前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第一百三十七条第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条

及び第十九条から第二十二条までの規定
布の日から起算して六月を超えない範囲内に
おいて政令で定める日

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の印紙税法別表第一第一号の規定の適用については、同号中「鉱業権、貯留権」とあるのは、「鉱業権」とする。

第二十一条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第十五条规定によりなお

従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 本法の法律は、令和六年十月一日から施行する。

第一項の海賊船及び毎年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算

して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。

以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法

第三回 一
律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

別表第一 課税物件表（第二条—第五条、第七
第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

条、第十二条関係)

この表における文書の所属の決定は、この表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。

一の文書でこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項又はこの表の一若しくは二以上の号に掲げる文書により証されべき事項とその他の事項とが併記され、又は混合して記載されているものその他一の文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当する文書とする。

一の文書が2の規定によりこの表の各号のうち二以上の号に掲げる文書に該当することとなる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

イ 第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書で、契約金額の記載のないものと第七号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とし、第一号又は第二号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書のうち、当該文書に売上代金(同号の定義の欄1)に規定する売上代金をいいう。以下この通則において同じ。)に係る受取金額(百万円を超えるものに限る。)の記載があるので、当該受取金額が当該文書に記載された契約金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額)を超えるもの又は契約金額の記載のないものは、同号に掲げる文書とする。

ロ 第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に契約金額の記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより証されるべき事項ごとに区分することができる場合において、第一号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下このロにおいて同じ。)が第二号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載

八 第三号から第十七号までに掲げる文書の
号に掲げる文書とする。

うち二以上の号に掲げる文書に該当する文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。ただし、当該二以上の号に掲げる文書を複数枚ある場合は、各枚の文書に該当する文書として扱う。

文書に売上代金に係る受取金額（百万円を超えるものに限る。）の記載があるときは、第十七号に掲げる文書とする。

から第二十号までに掲げる文書と第一号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第十八号から第二十号までに掲げて置かる。

文書とする。
示 第十九号若しくは第二十号に掲げる文書
と第一号に掲げる文書とに該当する文書で
同号に掲げる文書に係る記載された契約金

額が十万円を超えるもの、第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書

に係る記載された契約金額が百万円を超過するもの又は第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載

れた売上代金に係る受取金額が百万円を超えるものは、それぞれ、第一号、第二号又は第十七号に掲げる文書とする。

この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額その他の當該文書により証されるべき事項に係る金額（以下この4において「契約金額等

（以下この4において「記載金額」という。）として当該文書に記載された金額を基礎として定められている場合における当

イ 当該文書に二以上の記載金額があり、かくして、これらの金額が同一の号に該当する文書による。

書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

当該文書が2の規定によりこの表の二以上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

(一) 当語文書の語彙全容を当語文書の各
のそれに掲げる文書により証される

(二) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいずれの号に掲げる文書に所属することとなるかに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該金額（当該金額のうちに、当該文書が3の規定によりこの表のいずれかの号に所属することとなる場合における当該所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。）を当該文書の記載金額とする。

ハ 当該文書が第十七号に掲げる文書（3の規定により同号に掲げる文書となるものを含む。）のうち同号の物件名の欄1に掲げる受取書である場合には、税率の適用に関しては、イ又はロの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(一) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができるときは、売上代金に係る金額を当該受取書の記載金額とする。

(二) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができないときは、当該記載金額（当該金額のうちに売上代金に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。）を当該受取書の記載金額とする。

（二） 第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書（この表に掲げる文書を除く。）の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明らかである契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。

（三） 第十七号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間ににおいて当該売上代金に係る受取金額の記載のある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間ににおいて当該売上代金に係る受取金額が明らかであるときは、当該明らかである受取金額を当該受取書の記載金額とする。

（四） 次の（一）から（三）までの規定に該当する文書の記載金額については、それぞれ（一）から（三）までに定めるところによる。

（一） 当該文書に記載されている単価及び数量、記号その他によりその契約金額等の計算をすることができますときは、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

すに運 4 書契すに貸消 3 書契すに譲又設權 賃地は權地 2 書契すに譲業は機航く若船 権財無掘る定に義（八
る関送 約る關借費 約る關渡は定の借の土又上 約る關渡の當又空はし舶、產体、試す規）定項

十を五十も以五を一円 の円え円五円 の円五を千円 の円え円五円 の円五を百 の円え円五円 の円
億超億万の下億超億 六も以一を千 二も以千超万 一も以千を百 二も以百超万 千も以百を十 四も以
円え円 の円え円 万の下億超万 万の下万え円 万の下万超万 千の下万え円 の下万超万 百の下
の円が約当
も未一金該
の満万額契

書契すに請 約る関負	。°含書契へ書契 備う むを約船 約
とをとこと供の定者らそ映球は1 する。むるを約務る政類他の中職請 も契内すのも令すこ俳手業負 の約容る提のでるれ優、野に	
二を百二も以百る。率げ次つ一にの約げ次契の約1 百超万円の下万とるにき通応区金るに約あ記金 万え円の円す税掲に分額契掲る載額契	二つ一契の約2十のえ円五万の円五を十円二も以 百き通約な記金万円るを十円四も以十超億十の下 にい載額契六も超億十の下億え円万の
。°をる書げ号りとれ適規3るにの物へ契の約1 ら、除もとるにこに用定イ通関適件課約あ記金 のくのな文掲のよこさがの則す用表税書る載額契	

を五十も以五を一円 の円え円五円 の円五を千円 の円え円五千の下万え円三円の下万え円二円 の円
超億万の下億超億 六も以一を千 二も以千超万 一も以千を百円 の円五を百円 の円三を百円 四も以
え円 の円え円 万の下億超万 万の下万え円 万の下万超万 二も以百超万 千も以百超万 百の下

の円が約当
も未一金該
の満万額契

三	
手為又手約 形 替は形束	
を百二も以百る。率げ次つ一にの形げ次手以るに 1 超万百円の下万とるにき通応区金るに形外手掲 え円 の円す税掲、に、分額手掲 の形げ 2	二つ一契の約 2十のえ円五万 の円五を十円二も以十 百き通書 約な記金 万 るを十円四も以十超億 十の下億 円 にい載額契 六も超億 十の下億え円 万 の円
賸本形 3 手のの形 2 の円が形 1 本又の 形な記金 手未十金 は複手 い載額手形 満万額手	

万の下万え円三千の下万え円二円 の円二を千円 の円え円五円の下万え円三百の下万え円二円 の円二
円 の円五を千円 の円三を千円 四も以千超万 二も以千を百円 の円五を百円 の円三を百円 四も以百
一も以千超万 六も以千超万 千の下万え円 千の下万超万 千も以百超万 六も以百超万 百の下万

(手覽イ二つ一るに 2万 るを十円十も以十を五十も以五を三六も以三を二四も以二を一円 の円え円五
手 払 百き通 手掲 円二も超億 五の下億超億万の下億超億万の下億超億万の下億超億二も以一を千
形 法形の一 に げ次 十のえ円 万 の円え円 の円え円 の円え円 万 の下億超万

他行あ出形す取及振機るで他行又本ロ^レをるめ^レをる準お用へ東号項条七(定期示形為覽項条三号第年^同昭當そる人^レる人び出閏金定政そは銀^レ除もをの含場用い^レの手^レ第第十法め日開の替^レ第十一二法和該の銀で振手と受人を融め令の銀行日^レくのす定む合すてに準形約ニ一七第一の始呈手の一ニ四第十律七

も通るにい等^レおの^レ行すに制^レ払二六法あ本住る規義号項条法國及國ニ^レる示額手に國ハ^レくのす取閏金定政^レ付貨本対^レう銀い号下^レる規限等^レ条第^レ邦者非定^レ第^レ第^レ貿^レび為^レ手^レさが形よ通^レをる人を融め令て^レて邦す^レと行てにこ等銀定^レの支の十同にの居すに定六一六易外替外^レれ表金り貨外^レ除もと受機るで

にへも定政手^レさが形よ通す振と支行あ本住すに^レ五一六易外替外入物邦又輸貨邦本も定政手^レさり法^レず定れ表^レけのめ令形^レれ表金り貨本りし^レ払等^レる邦者^レる規義^レ項条法國及國すをには出物か^レのめ令形^レれ決^レにるをる示^レげホ^レるで^レる示額手に邦^レ出^レ人を銀に^レが居定^レ号第^レ第^レ第^レ貿^レび為^レる輸貨本^レしをら本^レるで^レる済よ方通勘^レさ

四	
証出株券資、	
互券1 会と 社は出 、資 保相証	
面げ次 金るに 額券掲	るで ^レ る示額手に邦 ^レ 出 ^レ 人をが銀し担も定政手 ^レ さが形よ通たりし ^レ 払等 ^レ る邦者を銀お外拠令国及るも ^レ 定政手 ^レ さが形よ通す振と支自行て保のめ令形 ^レ れ表金り貨本 ^レ 出 ^レ 人を銀に ^レ が當行い国しにのび手 ^レ め令形 ^レ れ表金り貨本 ^レ りし ^レ 払己等 ^レ とをるで ^レ る示額手に邦 ^レ し ^レ 振と支行あ本 ^レ む業てにて準法外形
そ本1 の銀 他行日	

（平成二十一年六月一日施行）
法律第五十一条第一項（損害保険契約の締結時の書面交付）
、第四十一条第一項（生じた損害の範囲）
、第五十二条第一項（保険契約の締結時の書面交付）
又は第六十一条第一項（傷害疾病定期額保険契約の締結時の書面交付）
その他の法令の規定により、保険契約に係る保険者が当該保険契約に係る保険契約を締結したときに当該保険契約に付する書面（当該保険契約に付する書面）を交付するものとし、保険業法第三条第一項第三号（免許）に掲げる保険に係る保険契約その他の政令で定める保険契約に

五十	四十	三十	二十	一十	
約る関け引債又譲債 書 契すに受務は渡權	約る関託の証有又金 書 契すに寄券価は錢	くをもす併書契務る（約る関証の債 主）除のる記に約の債た書契すに保務	書契すに行信 約る関為託	状信 用	
二つ一 百円 き通 に	二つ一 百円 き通 に	二つ一 百円 き通 に	二つ一 百円 き通 に	二つ一 百円 き通 に	う。除 係る。 もの をい う。除 るもの をい
万額契の契の約1 円が約当う約あ記金 未一金該ち書る載額契		約す証身定号十律八ヘルニ元1 書るに元め）第年昭法関保 契関保るに二四法和律ス証身			

七十		六十
書受券価は錢るに代売 取の証有又金係上	知込金配又収金配 書通振当は証領當	
る利産と用若産書証錢金 こをに（さしをと券又に と設係当せく譲はのは係売 を定る該るは渡、受有る上 含す權資に使し資取価金代	うる主あ振他金株機の金わいの金と振 文による込の口主関他がずか他振は込 書通旨済勘座のにの銀、ん名込、通配 を知をみ定そ預あ金行配を称票配知當 いす株でにの貯る融そ當間のそ當書金	うの主は権払配を称書配領 うの証領配る利を當問のそ當 証すの當証を受金わいの金 書る事金書表けのずか他領 をた実の又彰る支、ん名 は、金
記金で受証は金に上 載額受取券有錢係代 のの取書の価又る金売		二 百 圓 通 に
での社業2受未五金た載 法以（取満万額受さ 外会營書の円が取れ記		は証未三金た載 文書満千額配さ 書又の円が當れ記

も外書受けにて取の証有又金 2
の以取る掲 1 書受券価は錢

金部全受書証錢れ代一受さ取る。む受次書証錢受う代以も令料対のでもれ券す義第号律二引付けるる務む。でが部取及券又て金部取れ書。も取にを券又け。金下のでそ価の定のにそる。第十法融け対こを。あ売又金びのはいがに金てに当の書掲いのは取と「を定の、譲めで準の有に項第二三(商)を価と提る上は額当受有る含売額い記該とをげい受有るしと売く。除め他保渡る政ず他価規(二十年昭品(手によすか代一の該取価金ま上のる載受す含る、取価金てい上。る政險のも令るこ証定定条五法和取役)

を千円 の円え円五円の下万え円三百の下万え円二円 の円二を百二も以百る。率げ次つ一にの取げ次のあ超万 二も以千を百 の円五を百円 の円三を百 四も以百超万百円の下万 とるにき通じ区金るに るえ円 千の下万超万 千も以百超万 六も以百超万 百の下万え円 の円 す税掲 に、分額受掲 も

るには若十号第八又価 3 取なにく業行対法をの者該み業行対の者のがるつときとす分当金は益よ定定令文掲前し四、十号は証書い関。をうし人し出が出、をうし者以出、もてとるがる配又の剩金りめ款又書げ号く号第二、第券有 受し)除營てにた資そ資當含事てに外資そのいなこでこをは配余又利にのは規

♪お除めで類ののへ預がの銀のはす場をて。者いこた該い「受託お下けの他取価金れ明事取がどうかに記該どくにを定のにそ金座る関他書券又成る金つう託お下し当とて欄者託の券又いかにの

十を五十も以五を三六も以三を二四も以二を一円 の円え円五万の下万え円三千の下万え円二円 の円二億超億円の下億超億円の下億超億円の下億超億 二も以一を千円 の円五を千円 の円三を千 四も以千円え円 の円え円 の円え円 万の下億超万 一も以千超万 六も以千超万 千の下万

取しに追記

のはす場らを当は金払代がニのはす場らが額相又代け代がハ 受有る合受委す一のうわ委 受有る合受受を当は金取わ委 取価金にけ託る部全売つ託受書 証銭作取者託る部全売て者託 書証銭作取者金に部上で者託書 証銭作取者託る部全売て者託 券又成るか額相又代支に者 券又成るか者金に部上受に者	二つ一書の書るに 2 万 るを十円十も以 百き通 受以受掲 円二も超億 五の下 円 に 取外取げ 1 十のえ円 万 の
---	---

九十一	八十二
さりに文げに七第又四第号第号第 れ証よ書る掲号十は号十、二、一	帳金の共生又通険る成の会保生帳金る成の会無く若銀通すに行信帳金預 通掛済命は帳料保す作社険命、通掛す作社尽はし行る関為託、通貯
	も令通成約済人そ業帳済 1 ので帳すにがの協との を定でる關係生他同は掛 生いう。政金作契共法合農通
四つ一 百き冊 円に	二つ一 百き冊 に
	金普定政そ金る金る規得税(第第第得2通預成開金定政そ用1 通め令の通預に預定) 非二一九税 帳貯すの融め令の金 帳預るで他帳貯係貯すに所課号項条法所 金る作機るで他庫信

協力銀行株式会社国際	沖縄振興開発金融公庫	名称	の別表第二(二関係)非課税法人の表(第五条、附則第九条)	十二	
				帳取	くを通げに(前)帳る成ても的明で込付項きる 除帳る掲号 通す作つを目す証んけを事べ
三十九号)	和四十七年法律第三十一号)	根拠法	いう。するもける込手二事さされ書には第十四号、は判 つつの証方以項による掲げ第十四号、第一帳 帳て目明か上に文号又 簿作的をらのつべき証文号又 を成を受付相きき証	四千円	一つ一冊に
銀行法(平成二十三年法律第	会社法及び株式会社国際協力				

株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
貿易保険	会社法及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
漁業信用基金	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
軽自動車検査	年法律第一百八十五号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
市街地再開発	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
組合	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
住宅街区整備	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律（昭和三十六年法律第九十九号）
消防団員等公務災害補償等	消防団員等公務災害補償等責任共済法（昭和三十七年法律第一百七号）
共済基金	任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第一百七号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十九年法律第一百九十六号）
大学共同利用	年法律第一百九十六号）
機関法人	国立大学法人法
機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第十九号）
情報システム	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）
機構	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）
地方公務員災害補償基金	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第一百二十四号）
地方住宅供給	地方税法（昭和二百六十六号）
地方税共同機	年法律第八十二号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）

地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）
中小企業団体	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）
中央会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一條第（目的等）に規定する個別法
農業信用基金	（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するもののうち、財務大臣が指定をしたものに限る。）
日本年金機構	独立行政法人農林漁業信用基金
日本赤十字社	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百一十六号）
日本中央競馬会	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
日本司法支援センター	土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）
日本下水道事業団	土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第二百三十三号）
日本年金機構	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本中央競馬会	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本司法支援センター	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	農業信用保証保険法（昭和二十一年法律第二百五号）

放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）	事業組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	福島国際研究教育機構
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）	文書名 国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書	作成者 日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者	同法第二条第三項（定義）に規定する中央会	構立行政法人中小企業基盤整備機構	清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一項第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書

<p>漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第一百一条第一項（事務の委託）に規定する事務に関する文書又は同法第二百九十六条の三第一号（業務）に定める資金の貸付け若しくは同条第二号（業務）に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書（漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。）</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書又は同法第三十三条第一項（労働保険事務組合）の規定による労働保険事務の委託に関する文書</p> <p>独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第九条第一号（業務の範囲）に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附则第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付に関する文書</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第二百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第二百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二百六十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に關する文書</p>	<p>会 國民健康保 險團體連合 會 協同組合</p>	<p>立行政法 人農業者年 金基金又は 同法第十條 第一項第二 号（業務の 委託）に規 定する農業</p>	<p>獨立行政法 人農業者年 金基金又は 同法第十條 第一項第二 号（業務の 委託）に規 定する勞働 保險事務組</p>	<p>同法の規定 による事業 主又は同法 第三十三条 第三項に規 定する勞働 保險事務組</p>	<p>漁業共済組 合若しくは その組合員 又は漁業共 済組合連合 會 付に關する文 書</p>
<p>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十条第三項（裁定）に規定する給付又は年金連合会</p>						<p>同法第九十一条の十八第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業及び同法第九十一条の二十四第二項（裁定）に規定する給付に關する文書</p>